

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000194792
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区関町北五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝歩	原因及びその日付〔登記の日付〕	
906番11	畑	⑩	607	余白	
余白	余白		398	③906番11、同番186、同番187に分筆 〔昭和45年10月12日〕	
余白	宅地		398	54	②③昭和45年10月20日地目変更 〔昭和45年10月23日〕
余白	余白		256	39	③906番11、同番188に分筆 〔昭和45年11月4日〕
余白	余白		226	20	③906番11、906番191、906番192に分筆 〔昭和46年6月14日〕
余白	余白		69	67	③錯誤 〔昭和46年6月14日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年8月26日 第44892号	原因 昭和46年8月24日売買 所有者 福島県西白河郡表郷村大字金山字竹ノ内75番地 金澤輝治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成12年4月13日 第17232号	原因 平成6年4月8日住所移転 住所 福島県西白河郡表郷村大字金山字竹ノ内120番地の1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成12年4月13日 第17233号	原因 真正な登記名義の回復 所有者 練馬区関町北五丁目15番9号 島田辰男
3	所有権移転	平成23年5月27日 第22842号	原因 平成17年8月14日相続 所有者 練馬区関町北五丁目15番9号 島田ヒロミ
4	所有権移転	令和6年1月15日 第714号	原因 令和5年6月5日相続 所有者 兵庫県神戸市東灘区御影中町一丁目5

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74727 (1/1)

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			番5号 鳥岡信宏
5	所有権移転	令和6年4月8日 第14357号	原因 令和6年4月8日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-0112 95

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和6年4月8日 第14358号	原因 令和6年4月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,450万円 利息 年2.5%(年365日の日割計算) 損害金 年14.0%(年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(マ)第2119号

共同担保目録

記号及び番号	(マ)第2119号	調製	令和6年4月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	練馬区関町北五丁目906番11の土地	1	余白
2	練馬区関町北五丁目906番193の土地	1	余白
3	練馬区関町北五丁目906番194の土地	1	余白
4	練馬区関町北五丁目906番195の土地	1	余白



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年5月1日

東京法務局府中支局

登記官

中村達彦

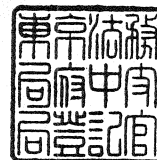
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74727 (1/1)

2/2



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000194941
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区関町北五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
906番193	宅地	13	83	906番160から分筆 〔昭和46年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年8月26日 第44892号	原因 昭和46年8月24日売買 所有者 福島県西白河郡表郷村大字金山字竹ノ内75番地 金澤輝治 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成25年3月7日 第9754号	原因 真正な登記名義の回復 所有者 東京都練馬区関町北五丁目15番9号 島田辰男
3	所有権移転	平成25年3月7日 第9755号	原因 平成17年8月14日相続 所有者 東京都練馬区関町北五丁目15番9号 島田ヒロミ
4	所有権移転	令和6年1月15日 第714号	原因 令和5年6月5日相続 所有者 兵庫県神戸市東灘区御影中町一丁目5番5号 鳥岡信宏
5	所有権移転	令和6年4月8日 第14357号	原因 令和6年4月8日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-011295

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和6年4月8日 第14358号	原因 令和6年4月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,450万円 利息 年2.5% (年365日の日割計算) 損害金 年14.0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74728 (1/1) 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(≡)第2119号



COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年5月1日

東京法務局府中支局

登記官

中村達彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74728 (1/1)

2/2



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000194942
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区関町北五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
906番194	宅地	15	26	906番161から分筆 〔昭和46年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 付記1号	所有権移転	昭和46年8月26日 第44892号	原因 昭和46年8月24日売買 所有者 福島県西白河郡表郷村大字金山字竹ノ内75番地 金澤輝治 順位2番の登記を移記
	1番登記名義人表示変更	平成12年4月13日 第17232号	原因 平成6年4月8日住所移転 住所 福島県西白河郡表郷村大字金山字竹ノ内120番地の1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	平成12年4月13日 第17233号	原因 真正な登記名義の回復 所有者 練馬区関町北五丁目15番9号 島田辰男
3	所有権移転	平成23年5月27日 第22843号	原因 平成17年8月14日相続 所有者 練馬区関町北五丁目15番9号 島田ヒロミ
4	所有権移転	令和6年1月15日 第714号	原因 令和5年6月5日相続 所有者 兵庫県神戸市東灘区御影中町一丁目5番5号 鳥岡信宏
5	所有権移転	令和6年4月8日 第14357号	原因 令和6年4月8日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-011295

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和6年4月8日 第14358号	原因 令和6年4月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,450万円

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74729 (1/1) 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			利息 年2・5% (年365日の日割計算) 損害金 年14・0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社 スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(マ)第2119号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年5月1日

東京法務局府中支局

登記官

中村達彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74729 (1/1)



2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000194943
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区関町北五丁目				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
906番195	宅地	5	42	906番161から分筆 〔昭和46年9月23日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年8月7日 第43440号	原因 昭和55年8月6日売買 所有者 練馬区関町北五丁目15番9号 島田ヒロミ 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	令和6年1月15日 第714号	原因 令和5年6月5日相続 所有者 兵庫県神戸市東灘区御影中町一丁目5番5号 鳥岡信宏
3	所有権移転	令和6年4月8日 第14357号	原因 令和6年4月8日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-011295

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和6年4月8日 第14358号	原因 令和6年4月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,450万円 利息 年2.5% (年365日の日割計算) 損害金 年14.0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(マ)第2119号



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74730 (1/1)

1/2

COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年5月1日

東京法務局府中支局

登記官

中村達彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74730 (1/1)

